

第38回駅前放置自転車クリーンキャンペーン 「自転車の代わりに置こう 思いやり」

10月22日(金)～31日(日)

10月22日～31日の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。期間中、市では駅周辺の路上や市営駐輪場内に放置されている自転車・バイクの撤去を実施します。クリーンキャンペーンにご協力ください。

問い合わせ 青梅警察署交通課 ☎22・0110、市都市整備部管理課

路上・歩道上に

自転車等を 放置しないでください

自転車やバイクの放置は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、高齢者や障害のある方、車いすの方にとって大変危険なものとなります。また、災害時の避難や、緊急活動時の障害となり、活動を妨げることにもなります。さらに街の景観を損なうことにもつながります。

自転車等を利用して駅に向かう方は、必ず駐輪場を利用してください。

各放置禁止区域内から自転車等保管所へ移動します。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

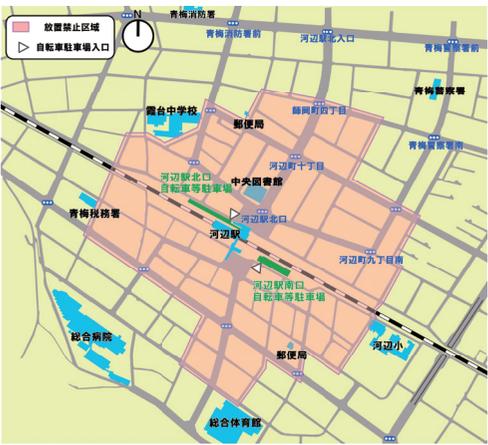
盗難届が提出されていない街にしましょう。

必ず引き取りを
盗難届を提出する場合は、防犯登録番号が必要です。自転車等を購入したときは、必ず防犯登録をしてください。

撤去されたら
自転車等の撤去や保管には多額の費用が必要になります。自転車等を撤去されたら、撤去料(撤去・保管に要した費用)として、自転車1台1千円、バイク1台2千円を支払いのうえ、必ず引き取ってください。

住みやすい街に
自転車やバイクは便利で身近な交通手段ですが、「わずかな時間だから」「皆も置いているから」と軽い気持ちで放置することが他の人の迷惑となります。マナーを守って住みやすい街にしましょう。

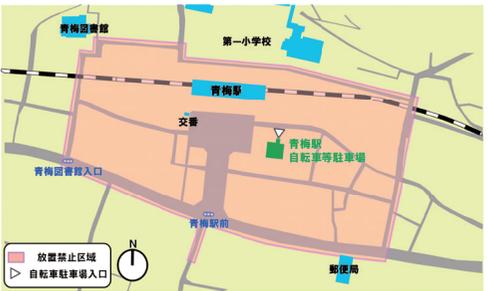
盗難されたと思ったら
盗難届が提出されていない街にしましょう。



図①河辺駅周辺



図②東青梅駅周辺



図③青梅駅周辺

河辺駅・東青梅駅・青梅駅周辺は「自転車等放置禁止区域」です。自転車等放置禁止区域内(図①②③参照)の路上・



盗難されたと思ったら
盗難届が提出されていない街にしましょう。

盗難されたと思ったら
盗難届が提出されていない街にしましょう。

盗難されたと思ったら
盗難届が提出されていない街にしましょう。

盗難されたと思ったら
盗難届が提出されていない街にしましょう。

生理用品の寄付にご協力を

長引くコロナ禍において、経済的な理由等で生理用品を購入できない「生理の貧困」が社会問題になっています。そのような方々への支援として、生理用品の寄付にご協力をお願いします。

寄付受付場所 総合案内(市役所1階)
寄付を受け付けるもの 生理用ナプキン(未開封のパック単位でお預かりします)
問い合わせ 市民活動推進課



消費生活講座 元気が出る災害食 いざというときに役立つ備蓄食材の活用術
日時 11月4日(木) 午後1時30分～3時
会場 市役所2階204会議室
対象 市内在住・在勤・在学者
定員 先着20人(予約制)
費用無料
持ち物 筆記用具
その他 託児あり
※未就学児の入場不可
※災害時における食事の実演・解説
※調理実習および試食なし
講師 防災クッキングアドバイザー 鈴木佳世子氏

申し込み 電話で市民安全課市民相談係へ
講師紹介 阪神淡路大震災で被災し、災害時における食の重要性を経験した。家庭に常備されている食材と最小限の火や水を使い、いざという時に役立つ調理のアイデアを自身の経験をもとに実演・解説する。

市民提案協働事業
みんなで守る 子どもの安心 子どもの命と心を守るために、いま、おとなに出来ること。CAPPおとなのワークショップ(オンライン)

子どもたちの健やかな生活を守るために、大人たちが何ができるかを「CAPPプログラム」を通じて考えるCAPPおとなワークショップを行います。

「CAPPプログラム」とは人権意識・エンパワメント・コミュニティの3本柱に子どもが、いじめ・虐待・体罰・誘拐・性暴力などのさまざまな暴力から自分の心と体を守る教育プログラムです。

Zoomによる視聴です。パソコンやスマートフォンでご覧になれます。

日時 ①11月10日(水) 午前10時～11時30分 ②11月20日(土) 午後7時～8時30分 ③11月20日(土) 午後9時～10時30分

費用無料 ※通信料は自己負担
申し込み 電子メール ☒ cap@kodomonirai-ome.com ☑ cap2@kodomonirai-ome.com ☑ cap@kodomonirai-ome.com ☑ cap3@kodomonirai-ome.com

お問い合わせ (特非) 青梅子ども未来 ☎78・0762 (祝日を除く月～金曜日 午前10時～午後4時)、市市民安全課市民相談係



△①電子メール



△②電子メール



△③電子メール

消費者相談室から321 海産物等の送り付け商法に注意してください

☆相談事例 高齢で一人暮らしの母が海産物業者から電話で魚介類のセットが格安なので購入しないかと勧誘された。母は不要だと断ったが、業者に自分の名前、住所および電話番号を伝えてしまい、翌日、同じ事業者から、「本日発送したので、明日には届く。」と電話が入った。その時、母は断ったと主張し、抗議したが、事業者から気に入らなければ着いた時点で返送すればよいと言われた。価格は代金引き換えで1万円だが、断りたい。どうしたらいいか。

☆アドバイス 突然知らない事業者から電話があり海産物等の購入を勧められ、断ったのに数日後に荷物が届いたりする「送り付け商法」の相談が寄せられています。不要なら、その場で断り、すぐに電話を切りましょう。また名前や、住所などの個人情報を知らせることは危険です。

購入の申し込みや承諾をしていなければ契約は成立しません。一方的に商品を送り付けられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け取りや代金の支払い義務はありません。代金引き換えで商品が届いても、自分で頼んだものではないと言って商品を受け取らないことが大切です。一度代金を支払ってしまうと返金されないおそれがあります。

強引な電話勧誘で商品の購入に同意してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から数えて8日間はクーリング・オフすることができます。また、この事例のように一度電話勧誘を断った相手に、事業者が再度電話勧誘することは、特定商取引法により禁止されています。

契約してしまっても、解約できる場合があります。一人で悩まず、できるだけ早く消費者相談室にご相談ください。 ※都生活文化局発表資料をもとに作成

消費者相談室 ☎22・6000(相談専用) 電話受付日時 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 ※第2・4火曜日は午後6時まで ※祝日、年末年始を除く 問い合わせ 市民安全課 市民相談係

申し込み 電話で市民安全課市民相談係へ